

第4回羽幌町就学前子育て支援審議会 会議録

- 1 開催日時 平成24年11月13日 18:33～19:35
- 2 開催場所 羽幌町すこやか健康センター
- 3 出席委員及び欠席委員の氏名
 - (1) 出席委員：大長 司、上田 稔、金子 美幸、端 紀美枝、奈須 弘美、坂本 浩之、本間 由美子、三谷 博子、森 弘子、米澤 幸雄、小川 礼子、畑 史彦、鈴木 真一、栗原 ひとみ
 - (2) 欠席委員：なし
- 4 説明のため出席した事務局職員の氏名
福祉課長 鈴木 典生、福祉課長補佐 安宅 正夫、社会福祉係長 棟方 富輝、社会福祉係主事 村上 雄也
- 5 会議の公開、非公開又は一部公開の別 公開とする
- 6 議題及び議事の要旨
 - (1) 議 題 町立羽幌保育園の民営化について
 - (2) 議事要旨
 - 事務局より資料について説明。
 - 米澤会長より答申の検討素案について説明。
 - 意見等（以下のとおり）

委員：「より多くの集団生活や共同性」の部分だが、保育園での3歳未満児の場合、多くの集団というのは必要ないと思う。4～5歳児であれば就学に向けてということであるが、また、より多くというのは何人なのか。

保育の質を高める施策とは、設備なのか人なのか、それともカリキュラムなのか。保育の質という場合、カリキュラムに入ってくると思うが。

子育て在宅支援とあるが、そのような言葉は聞いたことがない。子育て支援で十分だと思う。在宅支援となると、家にいる子どもに対しても出向いて保育するように感じられる。

事業者の選定・選定基準のなかに、業務範囲の規定・特別保育の明確化とあるが、特別保育の定義が良くわからない。また、「基準を設けること」とあるが、基準を設けるのが事業者なのか町なのかわからない。

委員：ここに書いてあることは、保育所をやるのであれば当たり前のことである。

会長：より多くの集団生活については、認定こども園の資料にも謳っているが、

「子どもの成長に必要な規模の集団が確保されることが必要である」となっている。委員は、これはいらないということか。

委員：括弧を付けていると、大義名分のように感じる。多くの集団というのは望ましいのかもしれないが、5人でも10人でも保育園を運営しているところはあり、そこはだめなのかということになる。

委員：括弧をとったら柔らかくなりますね。

会長：括弧を削除した方が内容的にスムーズだと。よろしいですね。

委員：委員のおっしゃることもわかるが、羽幌町のことを捉えた場合、子どもたちがこれから少なくなっていくであろう中で、民営化の方が良いのではないかという方向に来ている。そのようなことを考えた場合、これで良いのではないかと思う。子供がたくさんいた方が、色々な保育ができると思う。

会長：括弧をつけなくても、それはそれでさしつかえないような気がします。あまりそこを強調しないということで。そういうことで、括弧を外すということで良いですね。

保育の質を高める施策の部分は、行政の重要課題に取り組むことを望むという意味で、具体例を義務付けしてはいない。あくまでも、次代を担う子供たちのために、今後なお一層、質を高めていく施策を行政の重要課題として取り組んでほしいということである。

委員：施策という言葉に敏感になっているだけだが、施策というと行政の堅いイメージがある。

会長：児童福祉法の中には、行政は保護者と共に保育する責務があるので、あえて明示しなくても良いという考えもあるが、民営化することにより、尚一層きちんとした将来的な目標に向かって、子どもたちの保育の質を高めていく施策を具現化して頂きたいということである。

委員：カリキュラムも保育の質の向上に入っていたが、この内容については、事業者にある程度任せることになり、事業者に対しあまり介入は出来ない部分だと思う。

会長：「子育て在宅支援」について、在宅の未就園児童だけでなく、全児童に対する支援ということなので、「在宅」の文言は除く。

委員：児童に関する環境を整えていくという意味からすると、「在宅」と入ってもかまわないと思う。

委員：幼稚園の方では「子育て支援」という言葉を使うが、保育所の方では「子育て在宅支援」という言葉もあるので、この表現になっているのだと思う。

委員：わかりました。

会長：「事業者の選定及び選定基準について」の中で「業務範囲の規定（特別保育の明確化）」とあるのは、延長保育等のことや最低基準プラスアルファ

アのことを指している。

委員：職員配置は国の基準があり、当然のことである。

委員：町独自で最低基準以上の基準を設けてしまうと、それをクリアしないと
ならないので難しいのではないかと。

委員：町独自の基準を作ると、それを監査することも必要になる。最低基準は
満たしているが、町の基準を満たしていない場合どうするのか。そうなっ
た場合の罰則も決めておかなければならない。そうでなければ町独自の基
準をつくる意味がない。

会長：では、「最低基準を超えることを望む」というような表現に変更するこ
ととしてはどうか。

委員：そこは担保されるので必要ないと思う。「業務範囲を規定すること」と
いうだけの表現にした方がすっきりすると思う。

会長：では、「施設整備・職員配置等についての基準を設けること」を削除し、
「業務範囲を規定（特別保育の明確化）する。」に変更することによろし
いですか。

全委員同意

会長：内容を精査して頂いたので、この素案をもって、町行政に対する意見を
述べる答申書の原案とすることに異議はありませんか。

全委員同意

会長：このように原案を決定致しましたので、宜しく申し上げます。

○事務局よりこれまでの審議へのお礼を述べ、今後また、子育てに関するいろい
ろなことについて審議頂くことがある旨説明した。

○会長より挨拶

○事務局より挨拶

○栗原委員より挨拶